

資料2-2

石巻市復興推進計画（案）

平成25年10月25日
宮城県石巻市

1. 計画の区域

石巻市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。

本市においても大津波により、多くの住宅や公共施設、病院や診療所が被災するなど、壊滅的な被害を受けた。

本来、災害時に人命救助に対応すべき病院のうち、沿岸部に立地していた石巻市立病院と雄勝病院は、津波の甚大な被害により病院機能が低下し、石巻赤十字病院に患者が集中する事態となり、多くの被災者に困難を強い結果となった。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、災害時の救急医療や災害医療機能の強化に向けた取り組みを推進し、救急医療体制の充実強化や高度な医療の提供に資する医療機関の体制強化に向けた支援を進めるとともに、被災者の雇用継続及び新規雇用の創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での雇用機会の拡充と安定した雇用を図るとともに、震災によって失われた医療提供体制の立て直しを行うため、医療業において中核的な役割を担う病院の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容

及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する石巻医療圏の災害拠点病院である石巻赤十字病院が既存病棟敷地内において救命救急センター等を整備するために必要な資金を貸し付ける事業。

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、石巻市震災復興基本計画において、地域医療の復旧・復興を図るため、短期的には石巻赤十字病院との連携体制のもと二次医療を確保し、石巻市立病院の再建や仮設診療所等によるべき地や救急等政策的な一次医療を確保しながら、中長

期的には民間医療施設を含めた医療資源の回復を図り、災害に強く、地域で完結できる石巻医療圏を見据えた医療体制の確立を目指すこととしている。

宮城県が策定した各種計画においても、地域医療の再生や強化を進めることとしており、このうち、平成23年9月に策定した被災地の地域医療の復興の基本的な方針である「地域医療復興の方向性」において、石巻赤十字病院は、災害拠点病院としての機能強化や診療設備の整備等を進めるため、石巻市立病院との連携を前提として、高次救急機能や急性期医療機能、専門医療機能等の拡充を図り、石巻医療圏の中核的医療機関として、圏域内の病院・診療所等との連携の下に機能を強化することとしている。

また、平成24年2月に「平成23年度（平成22年度からの繰越分）地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」に基づき、宮城県が国から地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けて造成する地域医療再生臨時特例基金を財源として実施する事業の計画として策定した「第二期宮城県地域医療再生計画」や、同年4月に認定を受けた「宮城県保健・医療・福祉復興推進計画」において、県内の医療提供体制を震災前の水準に回復させるため、県内の医療圏ごとに被災医療施設の復興に向けた支援を行うこととしており、石巻医療圏においては、石巻赤十字病院の機能拡充と、現在休止状態の石巻市立病院について新病院を建設し、石巻赤十字病院との機能分化、連携強化により石巻医療圏全体で切れ目のない医療提供体制を構築することとしている。

今般、石巻赤十字病院が行う事業は、救急医療体制、重症治療体制及び災害医療関連施設を整備し、震災によって失われた石巻医療圏の医療提供体制の立て直しを図るものである。

具体的にはICU病床の新設、救命救急センター、救急病棟、手術室等の拡充のため、74床を整備し、敷地内に病棟を増築するものである。

本市の医療業は、市内の医療、福祉の従業者数の約50%を占める産業であり、当該病院の従業者数が約57%を占め、投資規模も約127億円と本市の医療業の平均投資額を大きく上回る大規模なものである。

さらに、当該病院の施設整備により、150名の雇用維持及び創出が図られ、震災により喪失した雇用の回復に資するものである。

上記のとおり、当該病院施設の整備を行うことは、目標に掲げた「災害時の救急医療や災害医療機能の強化に向けた取り組みを推進し、救急医療体制の充実強化や高度な医療の提供に資する医療機関の体制強化に向けた支援を進めるとともに、被災者の雇用継続及び新規雇用の創出を図ることを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核となる事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京UFJ銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、救急医療体制、重傷治療体制及び災害医療関連施設を整備し、震災によって失われた石巻医療圏の医療提供体制の立て直しを図るものであり、施設整備にともない、150名の雇用維持及び創出が図られることとなる。

このことは、震災により喪失した雇用の回復に資するものであり、ひいては本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済活力再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見聴取を行った。

また、石巻市、石巻商工会議所、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社街づくりまんぼう、宮城県を構成員とする石巻市復興特区金融協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。